

姫路市短時間ワークマッチング事業
プロポーザル審査委員会設置要領

1 目的

姫路市短時間ワークマッチング事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、その事業の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、姫路市短時間ワークマッチング事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

審査委員会は、事務を所掌する。

- (1) 姫路市短時間ワークマッチング事業のプロポーザル募集要項の確認に関すること。
- (2) 提案書等の審査及び契約候補者の選定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

3 構成員

審査委員会は、以下に掲げる委員5名をもって構成する。

- (1) 商工労働部長
- (2) 労働政策課長
- (3) 市の女性職員であって、商工労働部長が指名する者
- (4) その他必要に応じ商工労働部長が指名する者

4 運営

- (1) 審査委員会に委員長を置き、委員長は商工労働部長の職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、審査委員会の会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、労働政策課長の職にある者がその職務を代理する。

- (4) 審査委員会は、委員長が招集する。
- (5) 委員長は、審査委員会での検討に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 審査委員会の庶務は、労働政策課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。
- (3) この要領は、姫路市短時間ワークマッチング事業の協定を締結したときに廃止する。